

一般財団法人日本経営教育センター所属

通巻574号

令和7年6月21日発行



経営労務
コンサルタント

東海
支部報

JMEC経営労務
コンサルタント部
東海支部

〒483-8142
江南市布袋下山町東1902番地
編集 宮川安江
TEL 0587-55-3421

『東海支部総会開催』

5月17日日本特殊陶業市民会館会議室において支部総会を開催いたしました。高藻支部長が、高齢化に伴い、会員数も減少する中で、会員のご努力により計画通り行事を行うことができました。令和7年度も厳しい状況の中ですが、会の目的達成のため努力していきたいと挨拶されました。

総会に先立ちまして、令和6年度東海支部に貢献されました3名の方を、財団代表理事が表彰するもので、東海支部長の高藻啓充氏が表彰状と記念品を授与しました。

総会は支部長が議長となって進めました。

第1号議案、令和6年度事業報告を副支部長の川澄琴枝氏が朗読説明をし、第2号議案、会計報告を会計の宮川安江氏がおこないました。監査報告は監査の梅田静可氏・岩田弘美氏が行い、いずれも承認されました。引き続き令和7年度の事業計画を副支部長の川澄琴枝氏が行い、予算案を会計の宮川安江氏が行い、いずれの議案も原案通り承認され総会は終了しました。

表彰者受賞者名（敬称略：順不同）



宮川安江



武藤 誠



岩田弘美

『キャリアアップを後押しする「教育訓練講座」新設』

本年4月1日から「65歳までの雇用確保」が完全義務化された。企業は「65歳までの定年引き上げ」「定年の廃止」「65歳までの継続雇用」などの選択をしなければならない。

自分の力で働いて稼ぐ「職業人生」が長期化している今、年齢を理由にリタイアするのはもったいない。何歳からでも「学び直し」によっては、これまで以上に稼げるセカンドキャリアを手にもすることも不可能ではない。早期退職などで新しい人生を歩みたいという人も増えている。国もそれを後押ししており、4月1日からは、「自己都合退職者の給付制限」が見直しされている。

「これまでは、自己都合退職はペナルティーとして失業手当の給付まで2ヶ月の給付制限がありましたが、1ヶ月に短縮されました。さらに、厚労省が指定する「教育訓練講座」を受講すれば、給付制限が解除され、失業手当を受け取るようになった。

指定講座は現在1万7000種も有り、難易度が低い順に「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」の3区分に別れており、受講費用の一部が給付金として帰ってくる。

『高額療養費制度と医療費控除』

多額の医療費を支払ったときに利用できる制度が「高額療養費制度」「医療費控除」です。どちらも実際に支出した医療費に応じて経済的負担を軽くできる制度ですが、条件や適用される期間が異なります。

高額医療制度と医療費控除は、それぞれ条件を満たしていれば併用できます。

高額療養費制度は、病院や薬局などで負担した医療費が1ヶ月で上限を超えていると、超えた金額分を払い戻してもらえ、超えた金額分を払い戻してもらえる制度です。上限額は年齢や所得に応じて変動します。例えば、年収が約370万～770万円、69歳以下の方だと、上限額は「8万100円＋（医療費－26万7000円）×1%」で求められます。ただし、入院中の食事や差額ベッド代などは計算に含みません。なお、1ヶ月で複数回受診した場合の医療費も合計できます。申請は自分が加入している健康保険組合や全国健康保険協会などの公的医療機関に申請書を提出します。

医療費控除は、1年の医療費が一定金額を超えていれば、最大200万円まで所得控除を受けられるものです。

例えば、令和6年12月に治療を受け、実際に治療費を支払ったのは令和7年1月だとすると、その治療費は令和6年分の医療費には含まれません。令和7年分に持ち越して計算することになります。

医療費控除の金額は「実際に負担した医療費の合計額－保険金や高額療養費などの金額－10万円」です。その年の総所得金額等が200万円以上で1年の医療費負担が10万円以下なら、医療費控除は適用されません。ただし、その年の総所得金額等が200万円未満の方は負担基準が「総所得金額等×5%」になるため、10万円未満の医療費でも控除を受けられる可能性があります。

今回、以下の条件で高額療養費制度で

受け取れる金額と、医療費控除制度の併用により税額がどれだけ変わるかを求めてみます。

○年収400万円、東京都新宿区在住40代、賞与は受け取っていない、月収は年収を12で割ったものとする、控除は医療費控除、社会保険料控除、給与所得控除、基礎控除のみ、給与所得控除・社会保険料控除・基礎控除は令和6年度のものを使用、全国健康保険協会に加入、事故や病気で2月に60万円、7月に40万円の計100万円を医療費として支払った。

このケースですと、高額療養費制度の上限額は2月が8万3430円の上限額を超えた51万6570円受け取れます。7月の上限額が8万1430円ですので差額の31万8570円、合計83万5140円受け取れます。

次に高額療養費制度の有無により税額がどれだけ変わるかは、各控除や税額表により求めます。高額療養費制度は、1ヶ月の医療費が上限額を超えていたら超えた分が支給されますが、医療費控除は1年間の医療費が一定金額以上ですと所得控除を受けられる制度です。

概算で高額療養費制度を利用しなかった場合、所得税額4万1750円、住民税額約8万3514円安くなります。しかし、高額療養費制度により受け取れる金額は83万5140円なので、医療費控除額が少なくなったとしても制度を利用した方が有利です。

医療費控除は、支払った医療費から10万円と高額医療制度の金額を引いて求めるため、税額は併用しなかったときの方が安くなります。しかし高額療養費制度では安くなった税額よりも多くの金額を受け取れるため、上限を超えているなら両制度を併用した方が有利です。

『“106万円の壁”撤廃されると“不都合な真実”』

厚生労働省が今国会で成立を目指す「年金制度改革関連法案」が、7月の参議院選挙を意識した自民党内の反対派の抵抗で、揺れています。

この法案は、「106万円の壁の撤廃」や基礎年金の底上げ」という、国民には耳障りのいい言葉が入っていましたが、「基礎年金の底上げ」については、会社員の加入する厚生年金の積立金を、基礎年金の給付に振り向けると言うことが物議をかもし、すでに2009年に先送りされました。

106万円の壁の撤廃についても言葉の印象としては国民のためになるものと感じるかもしれませんが、実際には国民に新たな負担を強いることになる実態がわかってきたために、選挙で負けることを危惧する自民党の中から、反対の声が上がっています。

「106万円の壁の撤廃」は多くの人の負担が増える事について、具体的にみていくと、今パートで働く人は「年収106万円(月額8万8000円)以上」「従業員51人以上の企業に勤務」「労働時間が週20時間超」という年収・企業規模・労働時間の3つの条件を満たすと、会社の社会保険に加入しなければなりません。

この3つの条件を満たして会社の社会保険に入ると、会社員の妻などは、それまで夫の扶養に入っているために本人は1円の支払い義務もなかった社会保険料を、給料の中から天引きされることとなります。106万円の壁が撤廃されれば、もっと稼いでも扶養家族のまま、社会保険を天引きされることなく働けるのではないかと思うかもしれませんが、その向こうにより高く広い「労働時間が週20時間問題」という壁がそびえ立っているからです。厚労省が提案する「106万円の壁撤廃」は、年収・企業規模・労働条

件の3条件の内、年収と企業規模を撤廃して、「労働時間が週20時間超」だけ残そうというものなのです。

これだと確かに「年収106万円以上」という年収の壁は消えますが、2つの大きな問題が生まれます。

その1つは、給料の手取りが減るパートが多数出現するという事です。物価高の今、会社員の妻の専業主婦でも、家計が苦しく働きに出ている人は多数います。現在、会社員の妻で従業員51人以上の企業に勤めている人は、106万円を超えたとたん約15万円の社会保険料が発生してしまい、結果的に手取りが91万円ほどになってしまいます。このため年収が106万円を超えないようにしようと、労働調整する人が多く、これが「106万円の壁」と言われているものです。では、この壁と従業員51人以上という壁を無くし、「労働時間週20時間」だけが残ると、次の問題が発生します。

雇用保険の加入条件の一つに「週20時間の勤務」。1ヶ月単位でいえば「87時間以上の勤務」をしているかどうかがあります。最低賃金は、秋田県の951円ですが、仮にこの最低賃金で87時間働くとしたら、年収99万2844円です。この給料で、近所の飲食店でパートをしているような人も、今後は社会保険に加入しなければならなくなるため、いきなり給料の中から15万円の保険料を引かれるのです。もちろん、会社の健康保険や厚生年金に加入した方が、手厚いサービスや保障が得られるというメリットはあるでしょう。ただ年金だけについていえば、年間10万円ほど保険料を払っても、将来増える年金額は年間6000円程度。65歳から年金を貰い始めるとしたら、最低でも20年以上は生きなくては元が取れません。

目先の生活費に困ってパートに出る人にとっては、将来の年 6000 円ほど年金が増加するよりも、今の 15 万円が大切と言うことになるでしょう。

一方、自営業者の妻やシングルマザーなどは、国民保険料や国民年金で年間 25 万円ほどの保険料を支払わなくてはならず、それが労使折半で 15 万円になったら助かるということもいえるでしょう。ただ、国民年金には免除制度が有り、単身者だと収入が年 120 万円くらいなら年金は全額免除ですし、200 万円弱でも 2 分の 1 が免除になるので、厚生年金よりも安くなる計算です。果たしてどれだけのメリットがあると言えるでしょうか。しかも、こうした状況の中で、週 20 時間を超えないで働くという人が増えれば、「106 万円の壁」よりも更に裾野が広い壁ができるかもしれません。

2 つ目の壁は、タダでさえ苦しい中小零細企業の経営がより苦しくなりそうです。

今回出された法案は、2027 年には賃金の壁が撤廃され、2029 年からは、これまで対象外だった中小零細企業や個人事業所でも従業員が 5 人以上なら社会保険へ加入が義務化されるというものです。

この改正で、約 200 万人が会社の社会保険に加入することになると言われています。会社の社会保険は労使折半ですから、従業員が年間約 15 万円の保険料を負担するなら、会社も基本的には同額負担しなければいけません。10 人のパートがいる企業だったら、今まで負担しなくてもよかった保険料を、年間で 150 万円以上負担しなくてはならない可能性もあります。これは中小零細企業にとっては、かなりの負担になるでしょう。

東京商工リサーチの調査によれば、すでに 2024 年には、税金や社会保険料の滞納が一因となった倒産が、前年比

91.3%増の 176 件もありました。特に、中小零細企業などでは、コスト高や人件費高で経営が悪化している企業も多く、こうしたところは税金や社会保険料の支払いを後回しにして運転資金の確保を優先しがちです。ところが、税金や社会保険料といった公租公課の滞納に対しては年々厳しくなっていますから気がついたら企業破綻の落とし穴にはまったと言うことになりかねません。

企業にとって、パートの社会保険料負担は大問題です。こうした負担を何とかしようと「偽装フリーランス」や「ギグワーカー（単発雇用）」を積極的に雇うというところも懸念されています。

フリーランスとは、本来、複数の取引先と、双方で合意した条件で仕事を行う労働形態です。仕事が自由に選べて経済的自立性があることがメリットとされています。しかし実際の雇用形態はフリーランスだけ社員と同じような仕事をしているという「偽装フリーランス」がいるというのが現実です。労働者として雇用契約を結んでいないので社会保険はもちろん、時間外労働の割増賃金や休暇の取得、労災などの雇用制度の保障はありません。企業にとってはその分安く使える労働力と言うことです。

もう一つはギグワーカーとは、特定の企業に属さず気軽に仕事を請け負うウーバーイーツに代表されるような、社会保障も最低賃金もない労働者で、米国ではすでに労働力のウーバー化現象が進み、5000 万人位以上がこうした働き方をしているとわれ、日本もそんな国になっていくかもしれません。

106 万円の壁が撤廃されると、働く側は手取りが減り、雇う側は負担が増えるという事態が待っています。実態を正しく理解することが必要がです。

(経済ジャーナリスト 荻原博子)

『住民税非課税世帯のメリット』

住民税とは都道府県や市町村が行う行政サービスを維持するために必要な経費を分担して支払う税金です。

公的なサービスは、国と地方とで分担して提供しています。その費用は、国も地方も税金によって賄われています。教育、福祉、消防、救急、ゴミ処理といった、私たちの生活に身近な行政サービスの多くは、市区町村や都道府県によって提供されています。住民税は、広く、その地域に住む人たちが、地域社会の費用を分担するもので「市町民税」と「都道府県民税」があります。

住民税には所得割と均等割の2種類の課税方法があります。所得割とは、所得額に応じて課税される部分です。1年間の所得額を基準として、扶養控除や社会保険控除など各種控除を考慮したうえで計算します。税率は自治体によって異なりますが、標準的な税率は都道府県民税4%、市区町村民税6%です。

均等割とは、住民税のうち所得に関係なく課税される部分で、基本的には都道府県民税が1,000円、市区町村民税が3,000円です。ただし令和6年度から復興税が終了し、新しく森林環境税が加わり、年間1,000円課税されます。

そこで住民非課税世帯とは、一般的に「所得割と均等割の両方が非課税になる世帯」をいいますが、「所得割のみ非課税になるケース」もあります。

非課税になりますと色々な行政サービスが受けられるメリットがあります。

①住民税が非課税に、②後期高齢者の医療費負担が1割、③高額医療費が減額、④高額介護サービスが減額、⑤介護保険

料の減額、⑥NHK受信料免除(障害者)、⑦各給付金の対象、⑧自治体のサービスなどが受けられます。

住民税が非課税になるには、前年の合計所得により決まります。級地は住まいの場所により定められており東京・名古屋は1級地です。

例えば1級地で年金収入のみ、単身者で155万円の場合、年金収入155万円－公的年金控除110万円＝45万円以下で下図の単身者45万円以下ですので非課税に該当します。

夫；年金収入150万円、給与収入120万円

妻；年金収入120万円、パート収入100万円の場合

夫；年金収入150万円－公的年金控除110万円＝40万円。給与収入120万円－給与所得控除55万円－調整控除10万円＝55万円。40万円＋55万円＝95万円以下で表の101万円以下ですので非課税該当となります。

妻；年金収入120万円－公的年金控除110万円＝10万円。給与収入100万円－給与所得控除55万円－調整控除10万円＝35万円。10万円＋35万円＝45万円以下で表の45万円以下ですので、非課税該当ということになります。

前年の合計所得金額 (65歳以上)				
		1級地 (大都市など)	2級地 (中核都市など)	3級地
夫婦	夫 (世帯主)	101万円以下	93万円以下	83万円以下
	妻 (配偶者)	45万円以下	42万円以下	38万円以下
単身者		45万円以下	42万円以下	38万円以下

但し、年金の中には、遺族年金、障害年金は含まれません。

『マイクロ法人のメリット・デメリット』

マイクロ法人とは、会社法に定められた会社の形態ではなく、一般的に経営者1人だけ経営している呼び方の一つで、経営者の家族を含む場合もあるため、「プライベートカンパニー」と呼ばれることもあります。

マイクロ法人は、現在設立できる会社形態の内、株式会社、合名会社で、設立できますが、合資会社は有限責任者と無限責任者それぞれ1人以上必要ですので1人の場合は設立できません。

マイクロ法人と一般的な法人の違いは、自分以外の株主や役員、従業員がいないことその他、事業拡大を目指すかどうかという点です。例えば、株式会社の場合、一般的な法人は、利益の維持や向上のために事業拡大を目指し、得た利益を株主などに配分します。マイクロ法人は、出資者である株主と経営者の役割を経営者が兼ね、1人でできる範囲で事業を行いますので、コンサルタントやライター、デザイナーなどが挙げられます。

マイクロ法人と個人事業主の違いは、起業の手続きや税金の仕組み、経費の範囲です。例えば、個人事業主として開業するなら税務署に「個人事業の開業・廃業等の届出書」を提出するだけですが、法人を設立する場合は、定款の作成や法務局での法人登記などが必要です。

法人の設立は手間や費用がかかりますが、個人事業主よりも節税効果が高くなるといったメリットがあります。そのため、1人で事業を行うにしても、個人事業主でなくマイクロ法人を選ぶ方もいます。

個人事業主と比較した際のマイクロ法人を設立するメリットは、主に次の3つ

です。①社会保険料や所得税が個人事業主より抑えられる。②経費として扱える幅が広がる。③社会的な信用度が高くなると言った点です。

①の場合、マイクロ法人と個人事業主では加入する保険料が異なり、個人事業主の場合、収入が増えればそれだけ保険料が上がります。一方、マイクロ法人として社会保険に加入すれば、役員報酬の金額を可能な限り下げることによって、健康保険と厚生年金の保険料を抑えることが可能です。

また、個人事業主と法人では、課税される税金の仕組みが異なり、個人事業主の所得税は累進課税として、5%～45%の間に7段階に区分されています。これに対して法人税では、資本金1億円以下で所得が800万円を超える部分の税率は23.2%、800万円以下の部分は税率15%となります。一方、所得が800万円以下の税率は15%で一定です。そのため、個人事業主で所得が900万円以上を超える場合は、法人化した方が節税効果は高くなります。ただし、個人事業主の場合、赤字なら所得税や住民税はかかりませんが、法人の場合は赤字であっても、法人住民税の均等割を納付しなくてはなりません。赤字になった場合も想定しておく必要があります。

②個人事業主よりも経費の幅が広がります。例えば法人の経営者は役員報酬を受け取った場合、経費として扱うことができます。役員報酬を経費として扱えば、法人税の課税対象から外れるため、節税効果を高めることとなります。また、法人であれば経営者の退職金も損金計上できるだけでなく、生命保険の一部や出張

の際の日当も経費として扱えます。

③マイクロ法人をはじめ、法人を設立する場合は、法務局に法人登記を行います。法人登記の目的は、商号・住所、資本金などの情報を開示して会社の信頼維持を図り、安心して取引できるようにすることです。登記した内容は誰でも閲覧できるため、法人としての責任が発生し、社会的な信用度が高くなります。例えば、大企業は個人事業主と契約を結ばなかったり、取引金額を抑えたりする場合がありますが、マイクロ法人なら取引できることもあり、金融機関からの融資を受けやすくなる可能性が有り、また法人を対象とした補助金・助成金制度も利用できます。

一方で、デメリットもあります。

①法人設立の手続き費用がかかります。

法人の設立費用は会社の形態によって異なりますが、法人登記に必要な登録免許税は、株式会社の場合最低 15 万円、合同会社の場合は最低 6 万円必要です。

②赤字であっても法人税が発生します。

個人事業主なら赤字の場合は、所得税と住民税は 0 円ですが、法人税は均等割は納付しなくてはなりません。

③税務申告の手続きが複雑になる。

マイクロ法人の場合は法人としての決算申告を行う必要があり、書類も多く複雑になります。

マイクロ法人を設立するためには、

STEP1 会社形態や設立するマイクロ法人の基本事項を決める。

STEP2 法人用の実印を作成する。

STEP3 定款を作成し、認証を受ける（合同会社は不要）

STEP4 出資金を払い込む

STEP5 登記申請書類を作成し、法務局に申請する

法人登記後は、税務署や都道府県、市町村などで、税金や社会保険関係の手続き、業種によっては許認可手続きが必要です。

個人事業主からマイクロ法人に切り替えた場合は、「個人事業の開業・廃業届出書」を管轄税務署に提出し、事業に関わる資産、負債を法人に引き継ぎます。

青色申告をしていた場合は「所得税の青色申告の取りやめ届出書」「給与支払い事務所等の開設・移転・廃止届出書」と社会保険への切り替え手続きも必要です。

『皮膚は内臓の鏡』

肝臓の悪いときは黄疸やクモ状血管腫、腎臓病では皮膚のむくみ、心臓病の時はチアノーゼなど、内臓の異常は皮膚や爪、それに粘膜が教えてくれる。

感染症の時にも皮膚に色々な症状が現れる。MRSA が問題になっている。耐性黄色ブドウ球菌による感染症のことだ。黄色ブドウ球菌による感染症はどこにでもいる雑菌で、癬や癰疽が代表的な感染症である。癬はいわゆるおできでなかなか薬では治らず、切開した経験がある人も多いと思う。こうしたおできが絶えないときは、体調を見直して見る必要がある。免疫力が落ちていないか、抗生物質を長時間飲んでいないか、長く床に伏していないか。そうした注意によって MRSA が体内で増殖し始めているかどうか、見当を付けることもできる。ともかく、お風呂に入ったときなど、時には全身の肌をじっくり観察することは、健康維持に役立つ。

『行政情報』

『年金が 1.9 % 増える』

令和 7 年 6 月 13 日支給分より、国民年金は月額 68,000 円から 69,308 円、昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 69,108 円になります。老齢厚生年金の標準的な金額（夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む）は、月額 228,372 円から月額 232,784 円となります。

『外国人労働者の職場定着のための助成金』

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識不足や、言語の違いなどから労働委条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい。外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、職場定着に取り組む事業主に経費の一部を助成する。

対象となる経費 ①通訳費、②翻訳機器導入費（上限 10 万円）、③翻訳料、④弁護士、社労士等への委託料、⑤社内標識類の設置・改修費
支給額 支給経費の 2 / 3（上限額 72 万円）

『看護休暇』

2025 年 4 月より「子の看護休暇」と名称が変わり、年次有給休暇とは別に、与える必要があります。対象者が小学校入学前まででしたが、小学校 3 年生終了までに拡大され、取得が、病気・ケガ、予防接種・健康診断、感染症に伴う学級閉鎖、入園入学式、卒園式が加わりました。この看護休暇の利用は緊急を要することが多いことから、当日の電話等の口頭申出、書面提出等は事後になっても差し支えありません。

「戸籍謄本の添付省略について」

「健康保険被扶養者（移動）届」「厚生年金保険育児期間標準報酬月額特例申出書・終了届」提出時に添付する戸籍謄本について、添付省略が可能となりました。

『東海支部研修会』

7 月 19 日（土） 日本特殊陶業市民会館 第 2 会議室 13 時 30 分より
演題 「“カスハラ”について」 講師 岩田弘美氏

8 月 19 日（土） 日本特殊陶業市民会館 第 2 会議室 13 時 30 分より
演題 「未定」 講師 梅田 静可氏

「私の独り言」

江南市では毎月 1 回の「高齢者教室」を 5 会場に分けて開催している。内容は歴史・文化・芸能などの講師に講演をして戴いている。私はその一つの「ふれあい会館」の会場の責任者を担当しており、開会の挨拶、講師の接待が主な仕事ですが、本日はどんな挨拶をしようか、会場の反響を見ながらお話ししているが、ネタ探しに神経を使う。それがボケ防止になるかと、毎回馬鹿話になっているが、それが結構受けることもある。とにかく高齢者の集まりですので、ケガの無いように神経を使っている。